平成３０年（フ）第９０６号
大阪市浪速区元町３丁目12番12―506号、前住所大阪市東住吉区湯里２丁目21番21号
債務者　和田　裕一
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９３６号
大阪府守口市八雲西町４丁目21番５号
債務者　渡邊　謙二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７号
長崎県南島原市加津佐町己2536―２、住民票上の住所長崎県南島原市加津佐町己2455番地１
債務者　光長　賢二
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第９号
熊本県天草郡苓北町志岐1993番地２　カネマツアパート７号、前住所熊本県天草市志柿町5304番地70　知ケ崎団地230号
債務者　藤波　新吾
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成３０年（フ）第２３号
静岡市駿河区池田573番地の２　コーポ池田201号
債務者　青木　由衣
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５６号
岡山県玉野市奥玉２丁目18番４号
債務者　福本　竜也
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４１９号
東京都立川市若葉町１丁目13番地の２けやき台団地12棟301号
債務者　田中　秀和
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８８号
東京都日野市程久保８丁目49番地の14ソレジオ司102
債務者　川島　祐之（旧姓小河）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１３号
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―６―306
債務者　田中　克則
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２００号
東京都日野市旭が丘２丁目11番地の19レオパレスハイツ旭が丘Ｂ―202
債務者　藤長　尚見
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７号
高知県安芸郡奈半利町乙3562番地
破産者　山下木材株式会社
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第７７８号
名古屋市熱田区古新町２丁目46番地１
破産者　株式会社改建
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７０２号
大阪府摂津市一津屋３丁目２番11号
破産者　摂津容器株式会社
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３号
北海道三笠市多賀町20番地
破産者　株式会社ダイマル
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６７号
北海道三笠市若松町11番地
破産者　有限会社まるか商店
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１号
島根県隠岐郡海士町大字海士236番地１
破産者　池田　佳孝
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所西郷支部破産係